

倫理的動物実験の実践へ向けて ～動物実験関係者の社会的責任を明確に、具体的に～

北 徳

倉敷芸術科学大学生命動物科学科 非常勤講師
(元川崎医科大学医用生物センター)

1. はじめに

私は1974年より実験動物施設運営の現場に31年間、技術職として勤務後、退職して3年目になります。74年、医科大学における動物実験施設に勤務できることに喜びと夢をもって着任しましたが、そこには青二才の甘い喜びも夢も無惨に打ち砕いてしまう現実がありました。その青二才の夢を打ち砕く現実と直面したことによって、動物実験施設の運営現場における利用者と運営者の社会的関係に、また、利用者(動物実験を行う研究者)が施設内で示す行動の倫理的・社会的意味に興味を惹かれることとなりました。そして、岡山実験動物研究会第6回講演会での「動物実験施設運営と人間の意識のかかわりについて」の報告以後、動物実験に関わる研究者や技術者の行動の社会的側面や動物実験倫理・実験動物福祉などについて、現場にいる者としての取り組みをしてきました。

私は動物が好きだから実験動物の道に入りました。ですから実験動物を扱うようになってからも「愛情を持って実験動物の世話をせよ」といった言葉を素直に受け入れることができませんでした。ところが医科大学の施設に勤務してしばらくすると、目の前で動物実験をしている研究者たちが実験動物に対して愛情を持って行動しているようには感じられなくなり、だんだんと「どういう言葉で説明したら、彼らが実験動物を命あるものとして丁寧に扱うようになるのだろうか?」ということを考えるようになりました。その延長が施設運営の社会的問題や倫理・福祉の問題であったわけです。

動物実験倫理・実験動物福祉を自分なりに考え、また90年から93年にかけてJAVA会員の人たちから強烈的な批判を浴びながら考えさせられて、結論として到達したのは、動物実験関係者が社会的信頼を得るための具体的で実効的な制度の構築とその運用体制の整備が必要であるということでした。その制度とは①動物実験を厳密な許可制とすること、②動物実験に関する研究者の資格制度を設けること、③動物実験は、すべて事後の公表を義務づけ、すべてデータベースとして自由に検索できるようにすること(研究者個人、研究機関並びに国の義務とすること)、④実験動物の福祉とそこで働く人間の福祉を向上、維持できる人事態勢

の確保を研究機関に義務づけること、⑤実験動物の福祉とそこで働く人間の福祉を向上、維持できる設備整備を研究機関に義務づけること、⑥国に実験動物福祉・動物実験倫理審議会を常設すること、審議委員には種々の立場の民間人も含めること、という6項目でした。この6項目については、現場を離れた現在でも、是非必要と考えています。昨年(2006年)の改正動愛法の施行によって、いくつかの項目は現実のものとなったように感じますが、しかし、現場に身を置いて現場の実情を見続けてきた者としては、一般社会からの信頼を得るという意味において、まだまだ不十分との思いを禁じ得ません。

「一般社会からの信頼を得る」……そこで大変重要なのは「社会全体を見る目」と「自己認識」であろうと思います。自分は何者で、何を感じ、どのような社会の中で、どのように行動しようとしているのか。それをよく見つけ、見極めた上で「信頼」とはなにか、「信頼」を得るにはどうしたらいいかを考え続けなければならないのだろうと思います。

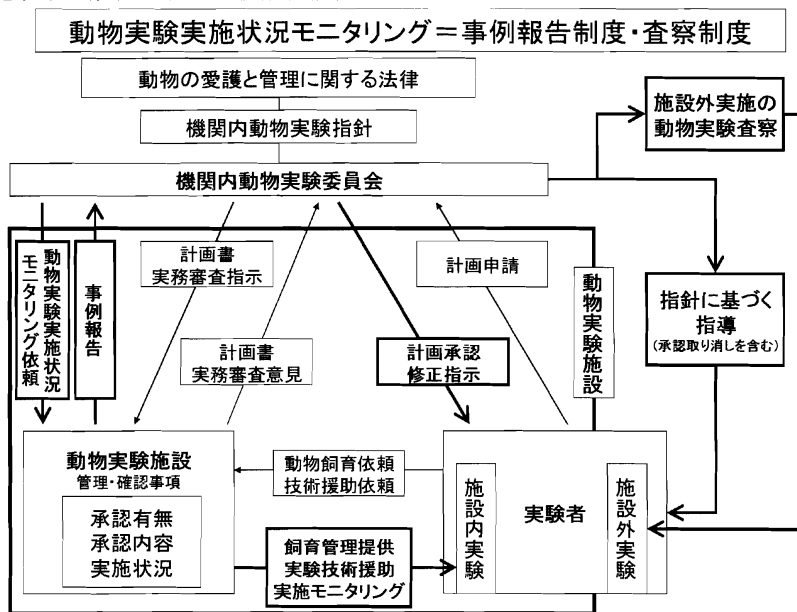
動物実験倫理・実験動物福祉を考えるということは、自分自身の「実感」の上に立って「信頼」とは何かを考えることに尽きる。私は今そんなふう思っております。

現在整備されつつある、あるいは整備を終えた改正動愛法関連の指針・委員会制度を具体的に運用するに当たって、一般社会からの信頼を得るために何が必要なのかについて、制度も運用体制もまだまだ不十分との認識を持つ者として私見を述べさせていただきます。

2. 指針や基準、制度をどのように機能させるか

現在、改正動愛法の求めにしたがって、いくつもの指針や基準が明文化され、動物実験を行う試験・研究機関、教育機関ではそれに基づく体制の整備が進められています。近い将来、制度的な形は、国内の全ての機関で整えられ「動物実験は実験動物福祉に配慮し、倫理的に実施している」との文言が常用されるようになると予想されます。しかし、長年、実験動物施設の現場にいて、そこにおける現実の人間模様を見続けて来た者として

は、関係者が発する「動物実験は実験動物福祉に



配慮し、倫理的に実施している」との文言を俄には信じがたい……それほどに、根強い不信感が私の中にはあります。常套句やスローガンと現実の間に横たわる深く広いギャップに対する不信感です。「動物実験は実験動物福祉に配慮し、倫理的に実施している」との文言を口にし文字にする人達が、その文言を使えるほどまでに、それぞれの立場において責任を負うべき事柄を本当に実践しているのかという不信です。また、関係者（特に動物実験委員会の委員やその制度の制定や運用に責任を持つ人々）がそのような責任を本当に認識しているのかという不信です。

動物実験を行う試験・研究機関、教育機関ではそれに基づく体制の整備は果たしてどのように進められてきたのか、あるいは進められているのか……私は、表現が辛辣に過ぎるかもしれませんが「コピーペーストの連鎖」として進行しているというのが現実なのではないかとの思いを禁じ得ません。「コピーペーストの連鎖」として整えられた制度が果たして有効に機能し得るのか……これは誠に不躰な挑発的表現ですが、敢えて明記しておきたい。指針や基準・制度が、個々の機関においてその明文化された理念の実現に向けて十全の機能を発揮するように、関係者が真剣に取り組まれることを願って、敢えて明記しておきたいのです。

3. 指針や基準、制度に不可欠な「監視システム」

一般に、指針や基準が設けられそれに基づく制度が整備されたとしても、制度を漫然と運用するだけでは、指針や基準の理念は現実化できないも

のようです。それは、社会をにぎわす多くのニュースが明確に物語っています。いかに立派な制度を設けても、それを漫然と運用すれば、制度の求める形だけの文書と無用の摩擦と無力感と投げやりな諦めが実務現場に山と蓄積する結果となるでしょう。実際、動物実験制度運用の実務現場は、大量の文書の処理に多大な時間と労力を費やしています。その時間と労力は、動物実験計画申請書の処理という動物実験の入り口審査に対して費やされているのですが、そこで費やされた時間や労力は、審査の後に実施される動物実験の現実の行われ方に果たして活かされているのか、現時点では大いに疑問と言わざるを得ません。

なぜ私はそのように考えるか。それは、現在の制度には、動物実験の行われ方に関して「監視システム」が組み込まれていないと認識しているからです。どのような制度も、いかに崇高な理念に基づいて形が整備されたとしても、その制度の中に、その制度の元となった理念の現実化へ向けての「監視システム」が具体的で機能的な形で組み込まれていなければ、絵に描いた餅に過ぎないと考えるからです。絵に描いた餅を形良く維持するための文書処理に膨大な時間と労力を費やす日々は、現場の実務者にとっては「忍耐の行」でしかありません。折角の制度を現場実務者に「忍耐の行」の日々を強いる「絵に描いた餅」にしてしまわないために、制度の中に明確な「監視システム」を具体的で機能的な形で組み込む工夫をしていただきたいと願うのです。

そしてその「監視システム」は、「処罰システム」と連動することではじめて、制度が目指す理念の

現実化に向けての意味をなします。つまり、制度の目指す理念は、何を是とし何を非とするのかを明確にしそれを実務的に運用することによってしか現実化できないのではないかと考えるのです。

4. 指針違反・基準違反事例をどう処理するのか

では、個々の機関がそれぞれに動物実験にかかわる制度を設けたとして、その制度に組み込まれるべき「監視システム」「処罰システム」はどのような形にすれば現実問題として有効に機能させることができるのでしょうか。この点を具体的に緻密に検討してシステムを組み上げなければなりません。

例えば、次にあげる事例が皆さんの機関内で発生したとして、皆さんの機関内に現時点で整備されている動物実験関連の制度はどのように機能するのでしょうか。果たして、具体的に何らかの対処をすることを想定した制度として組み上げられているのでしょうか。

<事例1>

イヌを使用した実験。腰部脊椎に外科処置を加え経過を長期観察する計画の実験に際し、術後間もなく術部縫合不全のため開創。飼育担当者が異常を発見し直ちに実験者所属教室に連絡し、迅速な対処を求める旨を実験者本人に伝えるよう依頼。しかしながら連絡から数日間、実験者本人の応答、来訪なく無手当のまま放置される。実験処置術者は医師だが、術後観察・術創管理もせず、実験者個人も所属教室も連絡体制、対処体制を整えていないという現実。このような現実にはどのように対処しますか？

<事例2>

ウサギを使用した実験。体幹部外科処置のために手術台に四肢を固定した際に、固定用紐によって四肢を強くまた長時間にわたって緊縛したために、術中に肢端鬱血となり、術後経過観察飼育中に肢端が壊死し脱落。肢端脱落部より中足(手)骨が露出している状態で放置。飼育担当者が異常を発見し、実験者に状況を報告。しかしこの実験者は、「そのような結果を招く処置は施していない」と主張し、何度も同様の事態を繰り返した。飼育現場では原因不明のまま静観する時期を経過したが、現場担当者が偶然に目撃した実験処置状況から、手術台への四肢固定の方法に問題のあることが判明。実験処置術者は医師だが、肢端緊縛による鬱血、壊死の発生を予期できないという現実。また、肢端壊死を頻発させながらもその原因を推定できないという現実。このような現実にはどのように対処しますか？

<事例3>

ラットを使用した実験。ラット飼育作業中に、飼育担当者がラットの腹部に異変を発見し、実験者に通知。通知に対し、実験者は人工肛門造設術を施したと説明。しかし、当該実験者が提出していた承認済みの実験計画書には人工肛門造設術の記載なく、無承認実験であることが判明。動物実験実施者が、自らが所属する機関の実験計画審査制度の中で、無承認実験を平然と行うという現実。このような現実にはどのように対処しますか？

上記3事例はいずれも私自身が現役であった時に体験した事例である。当時(改正動愛法施行以前)、これらの事例は機関内の動物実験委員会に書面によって事例報告され、委員会において調査・検討の結果、「動物実験計画承認取り消し処分」が下されています。川崎医科大学では、動愛法改正以前から、動物実験施設の現場職員が指針違反や基準違反の可能性のある事例(以下、インシデント)を発見した場合、まず実験者本人に通知して改善処置を求め、何度かの通知によっても十分に改善されない場合は、事例報告書によって動物実験委員会に報告するシステムが運用されてきました。このシステムは、現場担当者には「動物実験の行われ方についての監視者としての役割がある」との考え方と、「動物実験の倫理的適正化には、監視システムと処罰システムの連動が不可欠」との考えによって構築され運用されてきたものです。このシステムの現実の運用について、医科系大学に勤務する実験動物施設現場の担当者に説明すると、ほとんどの場合、「本当にそんなことが可能なのか？」と驚愕の声が上がりました。つまり、動愛法改正以前にも、「動物実験委員会制度が存在し、それがしっかりと機能している」と動物実験関係者は主張しておりましたが、その制度の中には「監視システム」も「処罰システム」も組み込まれてはいなかったということです。

では動愛法改正以後はどうか？動物実験関係者に真剣に具体的に考えていただきたいところです。改正動愛法が施行された今の時点で、動物実験に密接にかかわっておられる皆さん自身が所属する機関において、動物実験に関わる制度はどのようなものか。そして、その制度の中でインシデントはどのように扱われるのか……インシデントは誰によってどのように検知され、誰によってどのように記録され、誰によってどのようにどこに(誰に)報告され、報告されたインシデントは誰がどのように検討しどのように対処されるのか……果たして明確にされているのでしょうか？

動物実験関係者が、あるいは動物実験を行う試験研究機関が、一般社会に対して「動物実験は実験動物福祉に配慮し、倫理的に実施している」と主張するためには、関連の機関内制度の中で、少

なくともインシデントを検知しそれに対処しうるシステムが日常的に機能していなければならないでしょう。そのようなシステムが皆さんの所属する機関には備わっていますか？ 具体的に検討してみたいと思います。

5. 「監視システム」「処罰システム」内蔵制度を

上記の事例などに具体的対処をしてきた経験から、動物実験を行う機関は図に示すような制度を整備すべきと考えます。倫理的動物実験の実践へ向けて、動物実験関係者の社会的責任を明確にし、具体的実践を通してその責任を果たすために必要な制度です。そしてその制度の中には、インシデントの検出・報告の手順とその報告されたインシデントへの対応の手順が明確に組み込まれていなければなりません。そうでなければ、その制度がどんなに綺麗な文章で飾られたとしても、それは「絵に描いた餅」にしかすぎません。それでは、一般社会に対して「動物実験は実験動物福祉に配慮し、倫理的に実施している」と主張したとしても、「信頼」を得ることはできないでしょう。

最後に、米国ハーバード大学病院の「医療事故・真実説明マニュアル」の一部を引用して稿を終えます。

.....

「医療事故・真実説明マニュアル」抜粋（東京大学医療政策人材養成講座有志「真実説明・謝罪普及プロジェクト」メンバー訳。
http://www.stop-medical-accident.net/html/manual_doc.pdf）

第11章 報告（抜粋）

推奨されること

1. 病院は次のような内部報告システムを持つ必要があります。
 - ・ インシデントの通知を受ける個人あるいは部署が特定されている
 - ・ インシデントがどのように報告されるべきかが特定されている
 - ・ だれに報告義務があるかが明確になっている
 - ・ インシデント報告後の流れが明確になっている
2. 報告システムはすぐ対応できるものでなければなりません。例えば、報告が調査や可能な是正措置につながることを報告者が理解していなければなりません。

3. 報告システムが「非難や懲罰を受けるリスクがなく安全である」と、インシデントの報告者に理解されていなければなりません。
4. さまざまな規制機関の報告義務に見合うよう、インシデントを正しく報告する手順を病院は踏まえておかなければなりません。これは保険会社に対して病院の信用義務を果たすためにも必要です。
5. インシデントの中にはメディアの関心をひきつけるものもあるため、病院の広報担当部署は深刻な事故を迅速に知らされるべきであり、情報への要請に対して的確な対応が図られるようにしなければなりません。

〔要点12〕報告システムについて

- ・ 報告を受ける人を特定しましょう。
- ・ どのようにインシデントを報告するか、明確にしましょう。
- ・ 報告義務者を決めましょう。
- ・ インシデント後の流れを明らかにしましょう。
- ・ 報告を、調査や是正措置につなげましょう。
- ・ 報告することに関して安全保障がなければなりません。
- ・ 監督者への報告義務を担保するような手順を備えましょう。
- ・ 広報担当部署へ連絡しましょう。

.....

この文章の「病院」を「動物実験を行う試験研究機関等」に、「保険会社」を「一般社会」に読み替えれば、動物実験を行う試験研究機関などが内部制度として具体的に備えるべき事柄の一端が明確になるのではないかと考えますが、いかがでしょうか？

動物実験施設の現場を離れてすでに3年を経過した退役現場技術者に、動物実験倫理について私見を述べる機会を与えてくださった岡山実験動物研究会の皆様にご心より感謝申し上げます。本稿は当日の講演の主旨を強調する形で文章化いたしました。また、すでに現場を離れた者としての気楽さから、少々トゲのある表現を多用しました。皆様にとって不快な表現が多数あるものと思いますが、「動物実験倫理」「実験動物福祉」に関して、具体的に実効の上がる制度が確立され実践されることを願うこととお許しいただきたく思います。